

# 生活排水対策促進協議会設置要綱

制定 平成 20 年 6 月 23 日

沿革 平成 22 年 6 月 29 日 平成 23 年 10 月 21 日

平成 24 年 4 月 23 日 平成 25 年 7 月 24 日

平成 27 年 6 月 15 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）が、健全な水循環の確保や将来の人口減少への対応等が容易とされている浄化槽の設置整備の普及促進を図るため、「生活排水対策促進協議会」（以下「協議会」とする。）を設置する。  
(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 生活排水対策の促進に関すること。
- (2) 浄化槽の設置整備促進に関すること。
- (3) みなし浄化槽の転換推進に関すること。
- (4) 大規模災害時の浄化槽等被害等の対応に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、NPO 法人関係者、市議会議員及び行政関係者等で構成し、委員 25 名以内をもって組織する。

2 協議会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の選任等)

第 4 条 委員は、センター会長が選任し、指名する。

2 委員長及び副委員長が必要と認める場合は、前条第 1 項に掲げる者のほか関係者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、役員改選の期間に合わせるものとし、再任を妨げない。

ただし、やむを得ない事由で委員を辞任した場合には、新たに後任者を選任することができる。

(協議会)

第 6 条 協議会は、センター会長が招集する。

2 協議会の議長は、委員長がこれに当たる。

(公開)

第 7 条 協議会の会議内容及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定があるときは、その内容を非公開とすることもできる。

(報酬及び旅費)

第 8 条 協議会に出席した委員等への報酬及び旅費については、別に定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、センター総務部総務課において処理する。

(改正)

第 10 条 この要綱の改正は、正副常務会において承認を得なければならない。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 23 日より施行する。